

自転車等の放置禁止

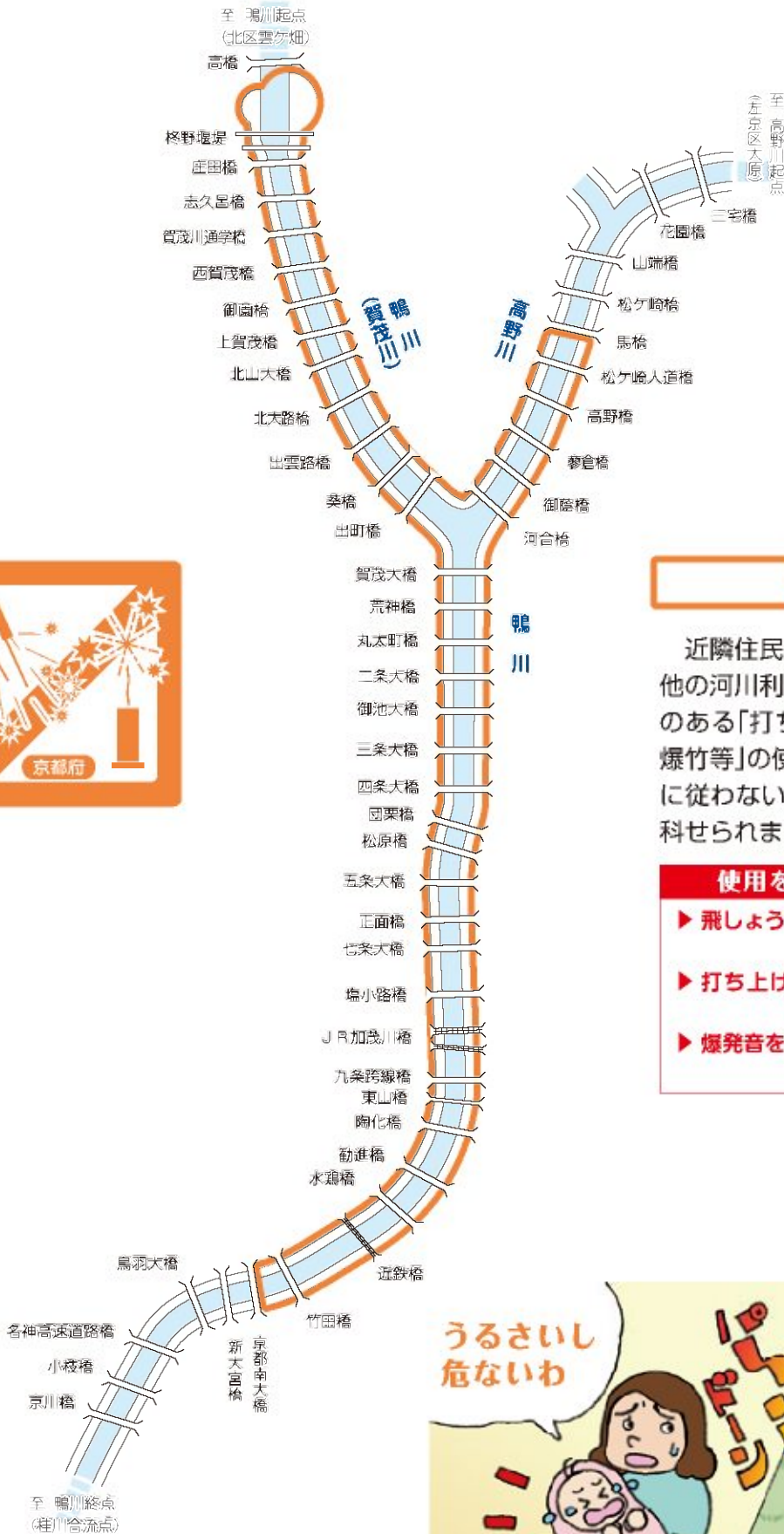


この区域では…

自転車と原動機付自転車の放置を禁止します。放置されている車両は、府が移動、保管、処分します。返還の際には自転車2,300円、原動機付自転車4,600円の費用を負担していただきます。



打ち上げ花火等の禁止



の区域では…

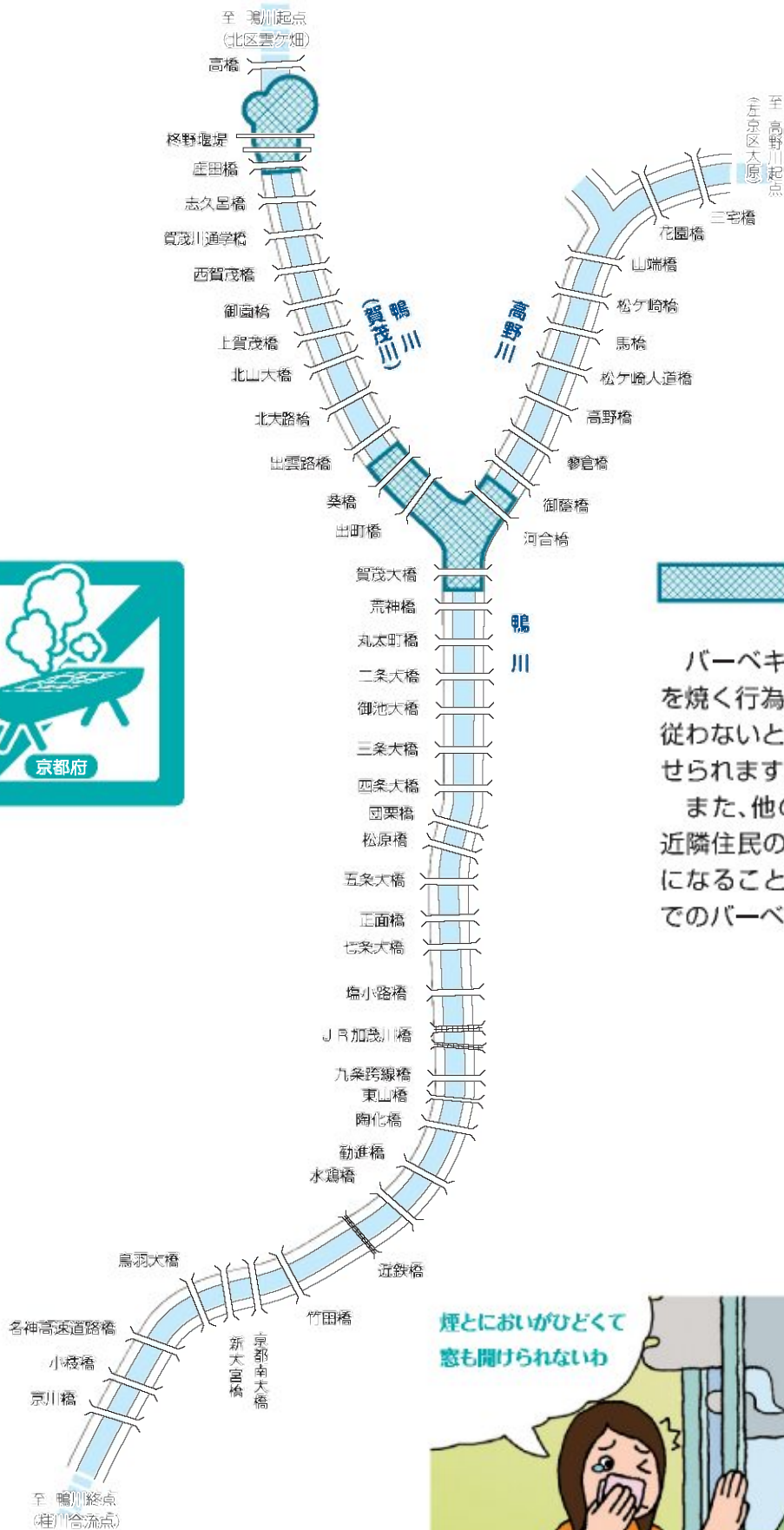
近隣住民の方々の迷惑になり、また、他の河川利用者に危害を及ぼすおそれのある「打ち上げ花火、ロケット花火、爆竹等」の使用を禁止します。中止命令に従わないときは罰金(5万円以下)が科せられます。

使用を禁止する花火の種類

- ▶ 飛ばししょうすることを主とするもの (ロケット花火等)
- ▶ 打ち上げることを主とするもの (打ち上げ花火等)
- ▶ 爆発音を出すことを主とするもの (爆竹等)



バーベキュー等の禁止



の区域では…

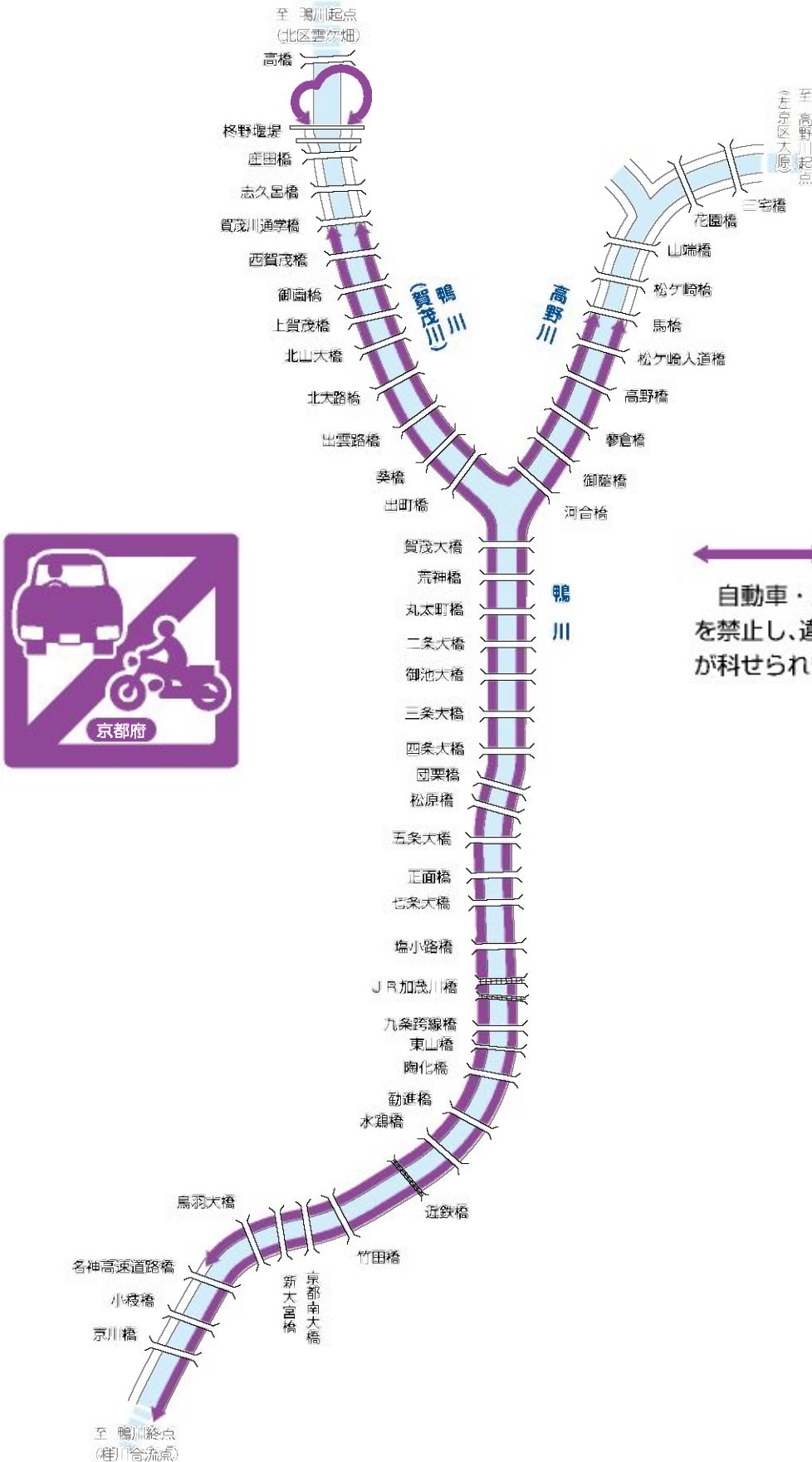
バーベキュー等(火気を用いて食品を焼く行為)を禁止します。中止命令に従わないときは罰金(5万円以下)が科せられます。

また、他の区域でも、煙・臭い等で近隣住民の方々や、河川利用者の迷惑になることがありますので、河川敷等でのバーベキューはご遠慮下さい。

煙においがひどくて窓も開けられないわ



自動車・バイク乗り入れ禁止



この区域では…
自動車・原動機付自転車の乗り入れを禁止し、違反すれば罰金(5万円以下)が科せられます。(道路区域を除く)

鴨川環境保全区域(起点～鞍馬川合流点)



鴨川起点

雲ヶ畑

中津川町

雲ヶ畑集落

鴨川環境保全区域

雲ヶ畑集落～鞍馬川合流点

鞍馬川合流点

河川保全区域(既指定)
河川区域から18m

約500m

(C)200, Japan 2003-2006